

阿南工業高等専門学校学生会会則施行規則

(平成13年 5 月11日)

(規 則 第 2 号)

(総則)

第1条 阿南工業高等専門学校学生会会則第34条第2項及び第44条の規定により、阿南工業高等専門学校学生会会則施行規則を定める。

(学級委員会)

第2条 学級毎に互選により次の委員を置く。

- (1) 環境委員 2名
- (2) 保健委員 1名
- (3) 図書委員 1名
- (4) 体育委員 1名
- (5) 人権委員 2名(原則として男・女)

第3条 委員は、本会会員に対する奉仕的な事項を企画施行する。委員の任期は半期とする。

第4条 委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 環境委員 校内における環境の健全化をはかり、より良い学校環境をつくる。
- (2) 保健委員 会員の保健衛生に関する事項を企画施行する。
- (3) 図書委員 学生用図書の管理と運営にあたり、会員の読書の振興をはかる。
- (4) 体育委員 体育活動振興のため、次の事項を企画施行する。
 - ア 校内体育大会その他の体育行事
 - イ 対外試合の応援
- (5) 人権委員 会員の人権意識向上のための行事その他を企画施行する。

(会計)

第5条 この会の予算は、運営委員会が編成し、評議員会を経たのち、学生総会の承認を受けるものとする。

第6条 収入及び支出は、すべて会計があたり、会計簿に記入する。

第7条 各部で経費支出の際は、支出後に領収書を受けて会計に提出し、備品登録を行う。

ただし、消耗品・登録費等に関してはこの限りでない。

第8条 各部及び会計に備品台帳をそなえ、各部は監査に応ずるものとする。

第9条 会計は、会計決算を行い、監査を受けた後総会に報告する。

附 則

この規則は、平成13年 5 月11日から施行し、平成13年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。